

# 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和5年(2023年)12月21日

宇部市議会議長 山下節子様

産業建設委員長 早野 敦

## 記

| 事件の番号   | 件名  | 議決の結果 | 議決の理由   |
|---------|---|-------|---|
| 議案第102号 | 宇部市都市公園条例中一部改正の件                          | 原案可決  | 恩田スポーツパーク整備事業の実施による公園施設の廃止及び新設に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。  |
| 議案第109号 | 宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件          | 原案可決  | 宇部市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。                             |
| 議案第110号 | 工事請負変更契約締結の件<br>(宇部市新庁舎2期棟新築<br>(電気設備)工事) | 原案可決  | 令和5年9月市議会定例会において議決された議案第82号について、変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。 |
| 議案第111号 | 工事請負変更契約締結の件<br>(宇部市新庁舎2期棟新築<br>(機械設備)工事) | 原案可決  | 令和5年9月市議会定例会において議決された議案第83号について、変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。 |